

令和 7 年度東京都新任訪問看護師育成支援事業費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日
6 福祉高在第 1 4 6 5 号

第 1 目的

この要綱は、「東京都新任訪問看護師育成支援事業実施要綱」（平成 2 8 年 4 月 1 日付 2 7 福保高介第 1 4 4 4 号。）に基づいて行う、東京都新任訪問看護師育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項について定め、事業の適切な運営を図ること目的とする。

第 2 補助対象事業

この要綱による補助対象事業は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 1 条第 1 項本文の指定を受けた者で、法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業者（法第 7 1 条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所（以下「みなし指定の医療機関」という。）を除く。）が、当該訪問看護ステーションに新たに訪問看護未経験の看護職（以下「新任訪問看護師」という。）を雇用し、育成計画に基づいて育成する事業とする。

ただし、国、地方公共団体等の他の補助金等を充当し実施する事業は対象外とする。

第 3 補助対象事業者

この要綱による補助は、別紙に掲げる要件を満たす事業者に対して行うものとする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

第 4 新任訪問看護師の条件等

第 2 にある新任訪問看護師は、以下の条件を満たすものとする。

（1）過去に訪問看護（健康保険法第八十八条に規定する訪問看護及びみなし指定の医療機関が実施するものを含む。）の業務に従事した経験のない看護職であること。

（2）当該年度を始期とする雇用契約により、当該訪問看護ステーションの開設法人に初めて雇用された看護職であること（この場合において、当該年度を始期とする雇用契約により、当該訪問看護ステーションの開設法人に初めて雇用され、かつ、看護師等学校養成所を卒業後、看護職としての実務経験のない看護職を「新卒訪問看護師」という。）。ただし、東京都知事（以下「知事」という。）がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- （3）当該訪問看護ステーションに専従して勤務すること。

- (4) 介護保険法の人員基準上、常勤であること。

第5 補助対象経費

この要綱による補助の対象経費は、事業者が新たに雇用した新任訪問看護師の育成に係る経費で、以下に掲げるものとし、基準額及び補助率は別表に定めるとおりとする。ただし、新任訪問看護師の育成に係る経費として適当と認められない費用を除く。なお、新たに雇用した新任訪問看護師（新卒訪問看護師除く）一人、新たに雇用した新卒訪問看護師一人を対象とする。

(1) 新任訪問看護師の給与費

新たに雇用した新任訪問看護師の雇用後二月（新卒訪問看護師については雇用後六月）にかかる人件費（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当を含み、所定労働時間を超える労働に対する賃金や手当等は除く。）

(2) 新任訪問看護師にかかる外部研修受講経費

当該訪問看護ステーションが負担する新任訪問看護師が雇用後八月までに受講する外部研修にかかる受講経費

(3) 新任訪問看護師が同行訪問を行う際の代替職員※にかかる経費

新任訪問看護師が当該訪問看護ステーションに入職後六か月以内に実施する利用者宅への同行訪問にかかる次の経費

ア 代替職員の給与費

代替職員に支払う人件費（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当を含み、所定労働時間を超える労働に対する賃金や手当等は除く。）又は代替職員を派遣している派遣会社に支払う派遣料金（紹介手数料は含まない）のうち、代替勤務時間数に相当する額

イ 代替職員の交通費

当該訪問看護ステーションが負担する代替職員の交通費のうち、代替勤務日数に相当する額

※ 代替職員については、看護師、准看護師、保健師又は助産師の資格を持つ者であり、新たに雇用する場合又は非常勤職員等が出勤日数等を増やして代替する場合とする。

第6 補助金の額

この補助金は、次の(1)及び(2)により算出された額を都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 別表第3欄に定める基準額に基づき算出された額と対象経費の実支出額それぞれから寄付金その他の収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額を選定する。
- (2) (1)により選出された額の合計に、別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額を、交付額とする。

第7 補助金の申請

1 交付申請

この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び事業計画書（別記第1号様式の2）を知事に提出しなければならない。

2 変更交付申請

交付の決定後の事業の変更等により、交付決定の内容を変更しようとする者は、別に定める期日までに、補助金変更交付申請書（別記第2号様式）及び事業計画書（別記第1号様式の2）を知事に提出しなければならない。

第8 交付決定及び通知

知事は、交付申請又は変更交付申請があったときは、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書、事業計画書及び関係書類等の審査を行い、適当と認める場合は第9の条件を付して補助金の交付を決定し、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は補助事業者に対し、資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

第9 補助条件

この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付するものとする。

第10 申請の撤回

補助事業者は、この交付の決定内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付決定通知の受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第11 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しない状態で補助金の交付の決定に係る都の会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を得たときは、都が指定する日までに、補助事業の事業実績報告書（別記第3号様式及び別記第3号様式の2）を提出しなければならない。

第12 補助金の額の確定

知事は、第11の規定による実績報告の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めたときは当該年度内事業の実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第13 交付時期

この補助金は、第13に基づき額の確定があったとき、請求により交付する。

第 1 4 請 求

補助対象事業者が、交付決定を受けた補助金を請求するときは、補助事業者は、請求書を知事に提出しなければならない。

第 1 5 そ の 他

補助事業者は、労働基準法等の労働関係法令その他の関係法令を遵守するものとする。

第 1 6 補 足

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付決定については、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 3 7 年 1 2 月 1 1 日付 3 7 財主調発第 2 0 号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

補 助 条 件

1 特に留意すべき条件

- (1) 補助事業者は、育成計画に基づいて、新任訪問看護師を2カ月間育成すること。
ただし、新卒訪問看護師は6カ月間育成すること。
- (2) 補助事業者は、都（委託して実施する場合は受託者。）が実施する管理者・指導者育成に係る研修を受講し、修了した者を当該事業所に1名以上配置すること。
- (3) 上記に定める条件に反した場合、補助金を交付しない。

2 承認事項

補助事業者は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、

(1) に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、あらかじめその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 民間補助金との重複禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、民間の補助金の交付を受けてはならない。

5 関係書類の管理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

6 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

7 補助事業の完了の時期

補助事業者は、補助事業を補助決定の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

ならない。

8 状況報告

補助事業者は、補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。

9 補助事業の遂行命令

- (1) 知事は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行することを命じることができる。
- (2) 知事は、補助事業者がこの命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命じることができる。

10 是正のための措置

- (1) 知事は、本要綱第12の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを命じることができる。
- (2) 補助事業者は、(1)の命令により必要な措置をした場合は、本要綱第11の規定による実績報告を行わなければならない。

11 補助事業者の義務違反に基づく決定の取消し

- (1) 知事は、別記補助条件2(2)の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令にもとづく命令又は要綱に違反したとき。
 - エ 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (2) (1)の規定は、本要綱第12の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。
- (3) 本要綱第9の規定は、(1)により措置した場合について準用する。

12 補助金の返還

知事は、11の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金の返還を命ずる。本要綱第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、ま

た同様とする。

1 3 違約加算金

- (1) 補助事業者は、11の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順じ遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1) により違約加算金を計算する際の1か年の日数は閏年にかかわらず365日とする。
- (3) (1) により違約加算金を納付しなければならない場合において、当該補助事業者の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付された金額はまず当該返還すべき補助金の額に充てられたものとする。

1 4 延滞金

- (1) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 13(2)及び(3)の規定は延滞金について準用する。

1 5 他の補助金等の一時停止等

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

別表

1 経費項目	2 基準額	4 補助率
(1) 新任訪問看護師の給与費	1時間当たり 2,400円	1/2
(2) 新任訪問看護師にかかる外部研修受講 経費	50,000円 ただし、新卒訪問看護師は、 100,000円	
(3) 新任訪問看護師が同行訪問を行う際の 代替職員にかかる経費 ア 代替職員の給与費	1時間当たり 3,200円 ただし、160時間を上限と する。	1/2
(3) 新任訪問看護師が同行訪問を行う際の 代替職員にかかる経費 イ 代替職員の交通費	1日当たり 1,000円 ただし、20日を上限とする	

東京都新任訪問看護師育成支援事業費に係る補助対象事業者の要件

1 事業所に関する要件

- (1) 対象となる訪問看護ステーションが、都内に所在しており、かつ、法41条第1項本文の指定を受けてから1年を経過している事業所であること。
- (2) 対象となる訪問看護ステーションの業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）について、交付申請の時点において、常勤換算方法で2.5以上かつ7未満となる員数を配置していること。ただし、新卒訪問看護師を新たに雇用する場合は、2.5以上となる員数を配置していること。
- (3) 対象となる訪問看護ステーションに都の実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、都において、改善が確認されていること。
- (4) この要綱による対象経費について、補助金の交付を過去に受けたことがない事業所であること。

2 運営体制等に関する要件

- (1) 対象となる訪問看護ステーションにおいて、前年度に実施した訪問看護の月の平均件数が、看護職の常勤換算1名当たり60件以上であること。ただし、算定の対象となる訪問看護には、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条に規定する訪問看護を含むものとし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるものは含まない。
- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に規定する次の加算について、前年度に算定の実績があること。ただし、アの算定実績がない場合は、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第10号イからロまでをすべて満たすこと。
 - ア サービス提供体制強化加算
 - イ ターミナルケア加算（又は訪問看護ターミナルケア療養費）
 - ウ 緊急時訪問看護加算（又は24時間対応体制加算）
- (3) 管理者又は指導者の訪問看護経験が5年以上であること。
- (4) 訪問看護経験3年以上かつ当該事業所に1年以上勤務する常勤の看護職員を2名以上配置していること。
- (5) 訪問看護経験が豊富な常勤の看護職を指導者として充てること。
- (6) 新任訪問看護師の育成は、指導者の主たる勤務地で行うこと。